

大分大学の将来を考えるシンポジウム開催決定！

シンポジウム

## 大分大学の危機

不当労働行為と  
大分大学の将来

2014年1月14日(火) 18:00~19:30

全労済ソレイユ7階アイリス 入場無料

詳細は Web で！ <http://www.coara.or.jp/~oitauu/>

### 組合の視点

大分大学の理事・役員は

# 説明責任を

果たして下さい。

あなたの声をお聞かせ下さい

## 大分大学教職員組合

大学をよくするには、あなたの加入が必要です

TEL・FAX: 097-554-7998 E-Mail: [oitauu@fat.coara.or.jp](mailto:oitauu@fat.coara.or.jp)

2013年12月16日発行

# 大分大学の論点

## あなたの知らない昇給抑制の話

大分大学は  
55歳超の職員の  
昇給抑制を  
強行しました

# 理由 はこれだ

## 人事院勧告を機械的に適用しました。

論点 適用が必要な理由を十分説明していません。

### 1. 事実に基づかない断定

——理事発言があったのは10月3日の団体交渉。300万円以上の減額との試算が提示されたのは後の10月22日で、理事は試算もせずに「この程度」と発言して理解を求めたことになる。なお試算額は教授クラス中位層の場合で、それ以上の減額になることもある。

### 1. 事実に基づかない断定

- ・教職員の約3割に直ちに影響
- ・生涯賃金300万円以上減額

にもかかわらず



理事「この程度の改定は理解いただけるのでは」

注) 適当なことを言うてはいけません

### 2. 理由もなく欠席

——11月21日の団体交渉での出来事。21日の交渉日は法人から提案され、理事が参加可能な日程に設定されたもの。組合側は委員長・書記長が当日出席不可能なことを事前に書面で19日に連絡し、副委員長ほか約10名が当日に臨んでいた。いまだ理事が直前に欠席した理由に関する釈明はない。

### 2. 理由もなく交渉を欠席

- ・理事の出席可能な日程に事前調整
- ・同日同時間帯に理事は大学にいた

にもかかわらず



理事：団体交渉当日開始15分前にボイコット

注) ドタキャンはやめましょう

### 3. 合意への努力を放棄

——労働契約法第9条には「労働者と合意することなく…労働者の不利益に…労働条件を変更することはできない」とある。変更する場合でも、「労働条件の変更の必要性(財務状況の悪化など)」「変更後の就業規則の内容の相当性(変更しても代償措置などの労働条件の改善状況があるかなど)」が必要となる。

### 3. 合意に向けた努力を放棄

- ・適用が必要だという財務データを示さない
- ・代償措置等の労働環境改善の提案もしない

にもかかわらず



理事「感覚的には決裂に近い状態かな」

注) 勝手に終わらせないで下さい

# 問題 はこれだ

## 強行を回避する努力を法人は怠りました。

論点 回避する検討すらしませんでした。

### 4. 教職員向け説明会での説明

職員：人事院勧告に準拠して55歳超から昇給抑制した場合、来年から本学への運営費交付金はカットされるのか？

理事：そのようには聞いておりません。

職員：財源はあるんですね？

理事：そういう意味では、財源はあります。

職員：昇給抑制を60歳からにできないか？

理事：制度上は可能です。

にもかかわらず

12月16日役員会にて人事院勧告通り決定

### 5. 他大学では抑制を緩和する大学も

九州大学

教員55歳 → 60歳

熊本大学

2014年1月導入 → 給与減額中は導入せず

埼玉大学

教員55歳 → 58歳、職員55歳 → 56歳

12月賞与を減給せず満額支給

### 4. 説明会での説明

——11月14日に教職員向けの説明会が開催された。今回の昇給抑制では、昨年からの平均7.8%賃金カットとは異なり、国から大学に渡される運営費交付金は減額されない。昇給抑制すればその分余ることになる。いくら余って何に使うかは説明会の場では説明されなかった。また、昇給抑制を55歳からではなく遅らせることも制度上可能であることが判明した。なお、人事院勧告は労働基本権が認められていない国家公務員に対する代替措置であり、労働基本権が法人化以降認められている国立大学の教職員には適用されない。人事院勧告を適用しようとしているのは、本学の役員である。

### 5. 他大学の状況

——他大学では、教職員の人材流出を防ぎ、働くモチベーションを保つ等々のために多様な試みが行われている。埼玉大学は他にも、現給保障制度を維持したり、非常勤職員の忌引き休暇を有給にしたりするなど、幅広く教職員に配慮されている。なお、大分大学では団体交渉の場で理事が「代償措置は行わない」と明言し、人事院勧告通りの昇給抑制を行うという提案に終始した。

# 法人はできることすらやろうとしません